

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第48号

離婚後の共同親権制度と園の注意点

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々な相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表
園を護る顧問弁護士として、
全国の園をサポートしながら、
各地で研修・講演活動や
園向けの著作活動を行っている。
株式会社チャイルド社
代表取締役社長
株式会社幼保経営サービス
取締役副社長



弁護士 保育士
おもちゃコンサルタント
柴田 洋平



Question

2026年4月1日に民法が改正され、離婚後の父母の「共同親権」制度が始まったと聞きました。園運営に際して、どのようなことを理解しておけばよいのでしょうか？ 何か気を付けることはありますか？



Answer

1. 新設された離婚後の父母の共同親権制度の概要

2026年4月1日施行の民法改正で、離婚後に父母双方が親権を持つ「共同親権」が導入されました。この法改正の目的は、養育費の支払いや離婚後の安心・安全な面会交流の実現などの改正と合わせて「こどもの利益を確保するため」のものです。

これまでは、離婚後は必ず父母どちらか一方を親権者にする必要がありました。改正後は、①父母双方を親権者にする(共同親権)、②父母の一方のみを親権者にする(単独親権)のどちらも可能になります。

決め方として、A：協議離婚の場合は離婚時に父母が決める、B：調停・裁判離婚で争いがある場合は、家庭裁判所が決定する、があります。

2. 共同親権の下での父母による監護について

離婚後に父母双方が親権者となった場合でも、「すべてを常に二人で決めなければならない」わけではありません。

改正民法は、親権行使について大きく、①単独行使＝一方のみで行えるもの、②共同行使＝父母双方で行うべきもの、に分けています。



■ 共同親権制度イメージ

answer (後半)

① 単独行使

子の利益のための日常行為については、一方の親が単独で親権行使できるとされています。

例えば、日々の食事や服装、習い事、通常の通院（心身に重大な影響を与えない医療行為）。学校との日常連絡、衣服や生活用品購入、短期間の観光目的の旅行、高校生の放課後のアルバイトなどです。

実際に同居して監護している親が日常判断を迅速に行えるようにするためです。

保育園と保護者の間で行われる様々なやり取りや協議・決定は、およそすべて単独行使の範疇と考えてよいでしょう。

これに加えて、急迫の事情があるときは単独行使できると定められています。具体的には、こどもをDVや虐待から避難させる場合、緊急の医療行為が必要な場合、入学試験の結果発表後に入学手続の期限が迫っている場合などが挙げられます。

② 共同行使

子に関する重要事項については、父母が共同で親権を行使することになります。

典型例として挙げられるのが、子の転居、進学先の決定、長期留学、大きな医療行為・手術、子の財産管理などです。つまり、子の人生や法的地位に大きく影響する事項は共同決定が原則です。

3. 保育園が注意すべき点

離婚後の共同親権下にある乳幼児を園で保育をしている場合に懸念されることが、離婚時にこどものために共同親権とした父母が、離婚後の生活の変化・時間の経過で協調の和が壊れ争いとなった場合に、園が巻き込まれてしまう状況です。

状況としては、離婚前の共同親権下での父母のこどもの取り扱いに園が巻き込まれる状況と類似しています。

典型的なパターンとして、こどもが母親と同居し、母親が日常の養育・監護を行っている、こどもは父親とは別居をしていて、定期的な交流を実施しているようなケースを考えてみましょう。



父母の離婚後の共同親権下での生活がうまく和が整わず、父親がこどもとの生活を取り戻したい、こどもの情報を知りたい、として、園に「こどもを私（父親）に引き渡してほしい、園でのこどもの情報や様子を教えて欲しい、私は（別居しているが）親権者でもある」と求めがあった、他方で母親からは「父親にはこどもを渡さない・園のことも教えないで」と言われたらどうしますか？

レーヴ法律事務所では、原則として、現在養育をしている保護者・毎日の園の送迎をしている保護者（上のケースでは母親）を「主たる養育者」と捉え、その要望に対応する、対応する根拠として、主たる養育者の要望・その理由を要望書等として文書で残しておく、という指導・助言をしています。

この点に関する園の対応についての明確な法令や裁判例等を確認できていませんが、園としては、主たる養育者とともに園児の保育を行う、父母の紛争に園を巻き込まないでくれ、というスタンスで臨むことが、方針として明瞭であり、トラブルに巻き込まれない対応と考えています。

園の行動・判断で、こどもの生活の現状変更（こどもの実質的支配を母から父に変えた）を行わない、ことが重要!と考えてください。子の引き渡し➡子の生活環境の変更➡共同行使が必要な事項➡父母の意見が分かれているので園で勝手に行えない➡母から事前にNOと言われているのでできない、という説明が出来ると考えます。



園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP: <https://www.reve-law.jp/>

